

随意契約をすることができる場合に
該当することの説明書

地方自治法施行令第 167 条 の 2 第 1 項第 2 号により随意 契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当することの説明
特定の者でなければ供給することが できないものを調達するとき	1 調達する財産や役務等の内容及びその特殊性 看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成 4 年 6 月 26 日 法律第 86 号）第 15 条に定める都道府県ナースセンター業務を 委託する。 2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明 県は、看護師等の人材確保の促進に関する法律に基づき、平 成 4 年 12 月に本事業を適正・確実に実施できる団体として、公 益社団法人岐阜県看護協会を岐阜県ナースセンターとして指定 し、これまで業務を適正に実施していることを確認している。 このことから、当該事業を包括的・効果的に実施できる者は公 益社団法人岐阜県看護協会以外にはない。

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。